

第3節 基準病床数

基準病床数は、医療法第30条の4第2項第17号の規定に基づき定めるもので、医療法施行規則第30条の30の規定により、療養病床及び一般病床は二次保健医療圏ごとに、精神病床、結核病床及び感染症病床は県全域において、次のとおり定めます。

【図表2-3-1】 基準病床数

(単位：床)

病床種別	圏 域 名	基準病床数	既存病床数	
			うち療養病床数	
療養病床 及 び 一般病床	鹿児島保健医療圏	7,746	10,578	2,826
	南薩保健医療圏	1,128	2,366	871
	川薩保健医療圏	1,075	1,490	533
	出水保健医療圏	840	930	299
	始良・伊佐保健医療圏	2,093	3,238	1,262
	曾於保健医療圏	605	690	286
	肝属保健医療圏	1,713	1,838	310
	熊毛保健医療圏	380	417	0
	奄美保健医療圏	1,099	1,621	520
	計	16,679	23,168	6,907
精神病床	県 全 域	7,313	9,302	
結核病床	県 全 域	68	68	
感染症病床	県 全 域	46	45	

(注) 既存病床数は、令和6年1月1日現在

基準病床数は、医療法施行規則第30条の30第1項各号に規定される算定式(資料編の

「3 基準病床数の算定式」参照)により算定(令和6年3月現在)